

暮らしの ここカタ 弁護士相談室

第3回



頼れる親族がない時 悩ましい認知症の不安

燈(ともしび)法律事務所 西田 敦弁護士

頼るべき親族がない場合、もし認知症になったらという不安を持つ方は少なくありません。どのような対策があるのでしょうか。

相談者Aさん(男性、一人暮らし)

Q 昨年来に先立たれました。子供はいません。兄弟はみんな他界し、甥や姪とは疎遠になっています。

体はいつだって健康なのですが、高齢になりましたし、もし認知症になってしまったらどうなるんだろうかと不安になります。面倒を見てくれる親族もいませんし。

A 認知症は、ご自身で気づかないうちに進行していきます。判断能力が衰えてしまうと、いつの間にか多額の現金を使ってしまったり、どこに保管したかを忘れてしまったりなど、財産を費消してしまう危険性があります。

Q そのような事態を防ぐためには、どうすればいいのでしょうか。

A 一般的に認知症など判断能力が低下してきた場合には、成年後見制度を活用することになります。この成年後見制度には大きく分けて2つの制度があって、判断能力が衰えてから裁判所によって後見人が選任される法定後見制度と、お元気な間に将来判断能力が衰えた場合に備えて後見人になってもらう人を決めておく任意後見制度があります。

法定後見は、裁判所が後見人を選任するのに対し、任意後見は、あなたがお元気なうちに、お願いしたい人との間で後見人になってもらう契約をしておくことができます。そして、実際に判断能力が低下した場合には、契約に従って、その人があなたに代わって、財産の管理や、施設入所契約、入院手続、各種の支払いなどをしてくれることになります。

Q 知らない人ではなく、信頼できる人に任せられるので安心ですね。他に法定後見と任意後見はどのような違いがあるのですか。

A 法定後見だと制約が多く、財産の使い方など希望通りにできないこともあります。任意後見の場合、例えば、将来こんな施設

に入りたいとか、自分の財産はこんな風に使って欲しいといった希望も契約の中で比較的柔軟に決めておくことができます。

また、法定後見では、おひとり暮らしの方が認知症になった場合、お金が無くなってしまった後に、介護関係者などが気づき、それから成年後見人が就任することになる等、手遅れになってしまう可能性もあります。しかし、任意後見の場合、定期的に面談などで生活を見守ってもらう契約を併せて交わしておくことで、異変を早期に発見してもらい、問題を未然に防ぐことができます。

Q 元気なうちに考えておくところが大事ですね。ところで、もし、認知症になるよりも先に体調が悪くなって、自由に動けなくなったり、長期入院しなければならなくなった場合はどうなりますか？

A そのような場合に備えては、任意後見契約とは別に、財産管理などしてもらう契約を交わしておくことができます。そうすれば、年金の受取りや施設や病院代の支払い、銀行の手続なども、あなたの代わりに行ってもらうことができます。

さらに、ご自身がお亡くなりになったときのこと、例えば、お通夜や告別式、納骨や永代供養に関すること、最後の病院代の支払いなどを、予め契約で決めておけば、親族に代わって執り行ってもらうこともできます。

Q 予めこれらの準備をしておけば、親族に迷惑をかけることも少なくなりますね。でも私には、お願いできる人がいないのですが。

A 弁護士や司法書士なども任意後見人等になれますし、最近ではそのようなご相談が増えてきています。

私のように身近に親族がいない者だと、いろいろな不安なことが多いですが、元気な間に対策しておけば、将来も安心ですね。



にた・あし

大阪市立大学法科大学院修了。法田坂法律事務所などを経て平成25年、西田敦法律事務所を開設。令和2年、燈法律事務所に改称。弁護士など11業種の国家資格者(士業)が集まり、司法過疎地域で無料相談などを行う「八重会」や「南大阪士業の会」で活動。大阪弁護士会所属。
■燈(ともしび)法律事務所
大阪府堺市堺区中向陽町2丁3番13号
西田司法ビル3階
Tel 072・225・5111